

平成29年度第1回福岡市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1. 開催日時 平成29年12月5日(火) 13:30～
2. 場所 福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館2階 第1会議室
3. 出席者 福岡市中央卸売市場開設運営協議会 13名(別紙委員名簿参照)
欠席:岡本委員, 波積委員
市側:農林水産局長 外14名
4. 傍聴人 なし
5. 議題 (1) 会長及び副会長の選任について
(2) 所属部会の決定について
6. 報告 (1) 「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正(南部中継所の廃止)について
(2) 博多漁港高度衛生管理整備事業について
(3) 卸売市場法改正の動向について
7. その他 ・各市場の取扱状況について

8. 会議内容

農林水産局長あいさつ, 委員紹介, 事務局紹介, 会長あいさつの後, 議事に入る。
福岡市中央卸売市場業務条例の規定により会長が議長となる。

【議題1 会長及び副会長の選任について】

会長及び副会長の任期満了に伴い, 新たに会長及び副会長の選任を行った。
会長は委員互選により, 堤田寛委員を選任, 任期は2年間。
副会長は委員互選により, 甲斐諭委員を選任, 任期は2年間

会長退任あいさつ, 新会長就任あいさつの後, 次の議題に入る。

【議題2 所属部会の決定について】

委員3名及び専門委員1名が新たに就任され, 事務局よりこれまでの慣例による所属部会案を説明。会長が事務局案のとおり決定。

【報告事項1 福岡市中央卸売市場業務行例の一部改正(南部中継所の廃止)について】

事務局より説明。

議 長： 事務局から説明がありました「福岡市中央卸売市場業務条例」の一部改正についての報告について、何か意見・質問は。

委 員： 開設前には、アンケートにあるような利用者数を見込んでいたのにもかかわらず、何年か経過したわけでもないのに利用者がいなくなった端的な理由、見解を聞かせてほしい。

事 務 局： 移転に際して市場が遠くなることから生じる負担を軽減するための対応として、業界からも要望として挙がっていたことから市場関係者と協議の上で南部中継所の設置を決定している。開設前の利用見込者数は、4ページの表にあるとおりであるが、生産者については、福岡市農協による共同出荷という方法が整ったことから、開場当初から中継所の利用がなかった。小売業者については、小売商組合で開設前にアンケートを取り、移転で遠くなるという不安から希望者は86名となっていた。しかし、実際に新市場が開場し、年間での取扱量等も増え、定温卸売場の拡充などにより、鮮度保持の面からも全国トップクラスの市場となったことから、市場で実際に品物を見て取引をしたいという利用者が多数となり、開設時点において中継所を利用した方は結果的に5名と、見込みより少ない数となった。その後、この5名の方も、現在は新青果市場を利用しており、南部中継所の利用者はいなくなっている状況である。

委 員： 負担がある中、実際に小売業者が目を見て取引をしたいというのは、市民に良いものを提供したいという気持ちがあつてのことと思う。しかし、移転後遠いことが原因で廃業した業者が複数あることを聞いており、またガソリン代や高速代などの輸送コストなどの負担についてもかなりのものがあると思うが、その実態を調査するなど、市民に対して安心安全のものを流通するために頑張っている皆さんの状況についての認識はどうなっているのか。

事 務 局： 青果市場の運営について関係業界の意見を聞くために、市場関係者と市で構成している青果市場運営委員会で、市場の運営について意見があれば協議を行っている。中継所については現在の状況や負担の増加についての要望など、具体的な意見は聞いていないが、青果市場についての改善要望等はあるので、協議を行いながら検討していきたい。移転前の段階では、負担の増加に対する不安があるという業界からの意見は認識していた。その点に関しては、使用料を段階的に上げるなどの措置をとり、負担の軽減に努めている。それに併せて、市場が遠くて利用が困難という方のために方法の一つとして南部中継所の設置を決定した。

委員： 負担軽減の一つとして、中継所を設置していることは良いことだと思うが、結果的に利用者がいなくなったということであり、その実態をしっかりと把握していただきたい。色々な場でかなり負担が増しているという話や、ベジフルスタジアムへの統合移転を機に経営が困難であると判断し、廃業したなどの話を複数聞いている。利用者がいないことで廃止というのは分かるが、その一方で負担の中で頑張っている小売業者が多数いるということを確認し、ガソリン代や都市高速代など、必要な支援を行ってほしいと思うが、そのことについて聞かせてほしい。

事務局： 利用する方の負担の問題など、業界と協議する中で状況を把握し、協力しながら検討していきたい。

議長： 他に何か意見・質問は。

委員： なし

【報告事項2 博多漁港高度衛生管理整備事業について】

事務局より説明

議長： 事務局から説明がありました博多漁港高度衛生管理整備事業についての報告について、何か意見・質問は。

委員： なし

【報告事項3 卸売市場法改正の動向について】

事務局より説明

議長： 事務局から説明がありました卸売市場法改正の動向についての報告について、何か意見・質問は。

委員： 参考資料に売買取引の主な6つの規制とあるが、これらの規制は何の目的で定められているのか教えてほしい。

事務局： 卸売市場の売買取引の流れは参考資料の通りである。出荷者から卸売業者、仲卸業者、売買参加者から小売業者を通して消費者に生鮮食品が届けられるというのが取引の流れである。この流通の中で適切な価格を形成し、公平性の高い取

引を行うために規制が設けられている。卸売業者が出荷者から委託をうけて生鮮食料品を販売する。そして、仲卸業者や売買参加者が市場内で品物を仕入れて消費者へ販売する。この卸売業者と仲卸業者と売買参加者の間で公平に取引が行われるためにそれぞれの役割が規定されている。資料下の①第三者販売の原則禁止では、卸売業者がその市場の仲卸業者や売買参加者以外への販売することを原則禁止としている。また、上の②の直荷引きの原則禁止は、仲卸業者が、生鮮食料品をその市場の卸売業者以外から買入れて販売することを原則禁止としている。

委員： 規制がある理由は、生鮮食料品の流通を公平で効率的に行うためということである。平成28年10月に未来投資会議や規制改革推進会議で、卸売市場法は時代遅れの制度であると言われており、11月には農業競争力強化プログラムでは、合理的理由がなくなっていると言われていた。この6つの規制について時代に合わなくなっているということだと思うが、どのように時代と合わなくなっているのか教えてほしい。

事務局： 農林水産省が卸売市場法の見直しを行うにあたり説明している内容であるが、例えば第三者販売について、現行の規制が障害となっている例としては、大手事業者が産地を指定して大量ロットの仕入れを行う際に、仲卸業者と取扱品がマッチせず、直接卸売業者に発注することがある。直荷引きに関することでは、有機栽培野菜などのこだわりの商品など市場では取り扱っていない商品を小ロットで発注する場合、産地から直接仕入れたいという要望がある。このような細やかなニーズに対応できていない。例外規定があり、開設者が認める場合はこのような取引を認める場合もあるが、手続き等が必要となる。

委員： 規制が時代遅れとは思えない。例えば、直荷引きの原則禁止が廃止となると、市場外の業者から仕入れることができ、市場の公的な役割はどうなるのか。また、代金決済の確保が廃止となると、農家や産地が資金確保という点で困ることになる。受託拒否の禁止についても守っていくべきだと思う。議論が国で行われているが、市場関係者や福岡市でどのような意見がでていくか聞きたい。

事務局： 国が法制度を見直している状況であるが、委員ご指摘のとおり、規制を緩和した時に起こりうる事態については、業界のそれぞれの立場からご意見が出されていることは認識している。今回の規制改革推進会議で出された提言では、第三者販売の原則禁止や直荷引きの原則禁止の規制については国として一律に規制すべきでないという書き方である。これをどのように理解するのかについては聞き及んでいないが、市場ごとに取引の方法が違い、また産地市場である

か消費市場であるかなど、それぞれの市場の特性に応じたやり方を考えていく理解ができるのではないか。国が出す骨子を確認した上で対応を検討する必要がある。

委員： 市場関係者だけでなく消費者の暮らしに関わる難しい問題である。市民の色々な意見を聞きながら、市としての意見を挙げていくということが求められている。必要な意見をしっかりと国に挙げていただきたい。

事務局： 最終的に法の見直しの方針が国で決定されるので、その内容を精査した上で福岡市中央卸売市場だけでなく、全国の中央卸売市場、市場関係者の意見を聞きながら、中央卸売市場の役割を踏まえた上で適切に対応していく。

委員： 時代に応じて変化していくものであるが、市場の目的など変わらない部分もあるので、しっかり意見を聞いて検討していただきたい。

議長： 卸売市場法改正の動向についての報告について、他に何か意見・質問は。

委員： 国の動向を見極めてということだが、規制の緩和で地場の関係者や消費者などにどのような影響がでるのか具体的に意見を出してもらい、業界関係者と審議する場はどこになるのか。

事務局： 国が改正案を出せば、市として条例の改正については、開設運営協議会の場で諮る必要があると考えている。適切な開催時期等については検討させていただきたい。

議長： 卸売市場法改正の動向についての報告について、他に何か意見・質問は。

委員： 法改正は大きなインパクトである。市場という流通の形態が規制の緩和によって変化する可能性がある。市には中央卸売市場の開設者としての公的な責務、市民の食の安全を守る義務がある。国が決定したからということではなく、それぞれの市場の特色を踏まえ、市として独自に、部会を含めた開設運営協議会の場を設けて、関係業者等と協議をしながら検討していただきたい。

事務局： 開設運営協議会になるのか、市場取引委員会になるのか、どこの場で議論すべきかを含め今後検討していきたい。

委員： 議論の場をしっかりと作っていただくようお願いします。
議長： 卸売市場法改正の動向についての報告について、他に何か意見・質問は。

委員： なし

議長： 大きな改正であるので、国の決定を受け、適宜協議の場を設けていただきたい。

【その他】

「各市場の取扱状況」について説明。

議長： ただいまの事務局からの説明について意見・質問は。

委員： なし

議長： これをもって、平成29年度第1回福岡市中央卸売市場開設運営協議会を閉会する。